

日米安保条約に基づく日米安保体制について、防衛大綱は、わが国自身の防衛体制とあいまってわが国の安全保障の基軸であるとしている。また、日米安保体制を中核とする日米同盟は、わが国のみならず、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と安定及び繁栄に大きな役割を果たしている。

そして、国家間の競争が顕在化する中、普遍的価値と戦略的利益を共有する米国との一層の関係強化は、わが国の安全保障にとってこれまで以上に重要となっている。また、米国も同盟国との協力がより重要になっているとの認識を示している。

そのうえで、日米同盟は、平和安全法制により新たに可能となった活動などを通じて、これまでも強化されてきたが、わが国を取り巻く安全保障環境が

格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中で、わが国の防衛の目標を達成するためには、「日米防衛協力のための指針」のもとで、一層の強化を図ることが必要である。

また、日米同盟の一層の強化にあたっては、わが国が自らの防衛力を主体的・自主的に強化していくことが不可欠の前提であり、そのうえで、同盟の抑止力・対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する必要がある。

本章においては、このような防衛大綱の考えも踏まえつつ、日米同盟の強化に関する取組などについて説明する。

第1節

日米安全保障体制の概要

1 日米安全保障体制の意義

1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全及び独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威や恫喝どくかつに至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。

このため、わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持に関する利益を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有

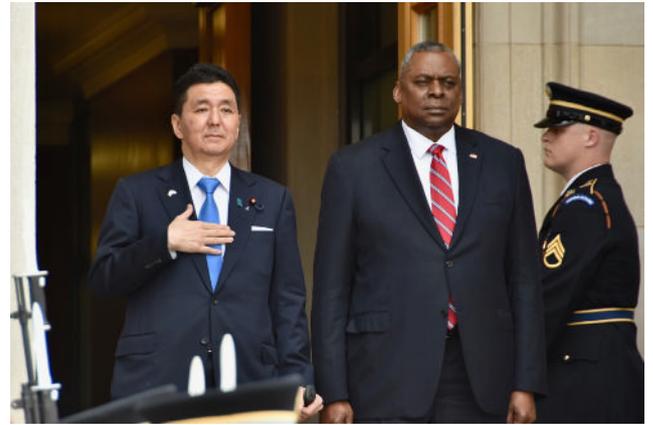
する米国との安全保障体制を基軸として、わが国の平和、安全及び独立を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第5条の規定に基づき、わが国に対する武力攻撃があった場合日米両国が共同して対処するとともに、同第6条の規定に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならない。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による



日米首脳会談（2022年5月）【首相官邸HP】



日米防衛相会談（2022年5月）

抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、わが国自身の防衛体制とあいまって隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、「極東における国際の平和及び安全の維持」があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有又は核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバランスの変化に伴い既存の秩序をめぐる不確実性が増しており、いわゆるグレーゾーンの事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。

こうした安全保障環境の中で、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米国の利益

を守るのみならず、地域の諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば「公共財」としての役割を果たしている。

また、日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国、オーストラリア、タイ、フィリピンなどの地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、その他の国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定に不可欠な役割を果たしている。

3 グローバルな課題への対応

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。

日米安保体制を中核とする日米同盟関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役立つものである。

現在、海洋・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスク、海賊行為、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロなど、一国での対応が困難なグ



動画：INDOPACOM司令官来日
URL：<https://youtu.be/lcluHYjcXNE>

ローバルな安全保障上の課題が存在しており、関係国が平素から協力することが重要である。日米の緊密な協力関係は、わが国がこのような課題に効果的に対応していくうえでも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素から様々な面での協力の強化に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえでの基盤と

なっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな課題解決のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

2 「日米防衛協力のための指針」(ガイドラインの内容)

日米間の役割や協力などのあり方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示した「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)は、1978年に策定され、1997年及び2015年に逐次改訂されている。

2015年に改訂された現行のガイドラインは、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及び

政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

図表Ⅲ-2-1-1 日米同盟にかかわる主な経緯

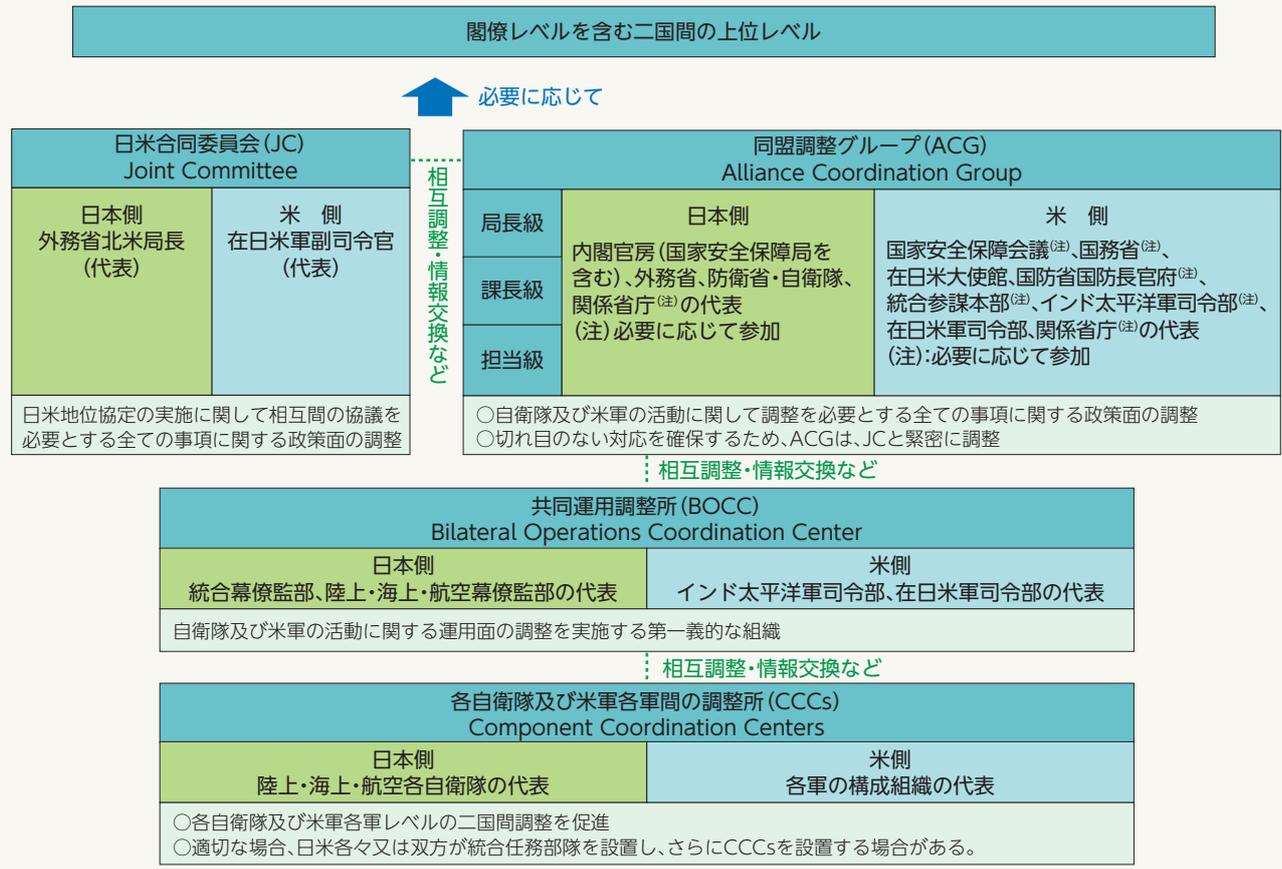
1951(昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958(昭和33)年		藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年	78指針の策定と 拡大する日米防衛協力	佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年		(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年		1978年の「日米防衛協力のための指針」策定
1991(平成 3)年	冷戦の終結と 97指針の策定	(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成 8)年		「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
1997(平成 9)年		1997年の「日米防衛協力のための指針」策定
2001(平成13)年	米国同時多発テロ 以降の日米関係	(米国同時多発テロ)
2003(平成15)年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006(平成18)年		「再編の実施のための日米ロードマップ」策定
		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2007(平成19)年		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2012(平成24)年		日米安全保障条約締結50周年
2013(平成25)年		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)
2014(平成26)年		「日米防衛協力のための指針」見直し合意
2015(平成27)年	新たな安全保障環境と 新指針の策定	「アジア太平洋およびこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国」(安倍・オバマ会談)
		新「日米防衛協力のための指針」策定
2017(平成29)年		日米共同ビジョン声明(安倍・オバマ会談)
2018(平成30)年		共同声明(安倍・トランプ会談)
2020(令和 2)年		共同声明(安倍・トランプ会談)
2021(令和 3)年		日米安全保障条約締結60周年
2022(令和 4)年		共同声明(菅・バイデン会談)
		共同声明(岸田・バイデン会談)

図表Ⅲ-2-1-2 日米防衛協力のための指針の概要

項目	概要												
第Ⅰ章 防衛協力と指針の目的	<p>両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。</p> <p>これにより、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進</p> <p>○日米両国間の安全保障及び防衛協力の強調事項</p> <p>一切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応</p> <p>－日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果</p> <p>－政府一体となつての同盟としての取組</p> <p>－地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力</p> <p>－日米同盟のグローバルな性質</p>												
第Ⅱ章 基本的な前提及び考え方	<p>A 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務は変更されない。</p> <p>B 指針の下での行動及び活動は国際法に合致</p> <p>C 日米の行動及び活動は各々の憲法・国内法令等に従って行われ、日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。</p> <p>D 指針は、立法上・予算上・行政上又はその他の措置を義務付けるものではないが、各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。</p>												
第Ⅲ章 強化された同盟内の調整	<p>指針のもとでの実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面的確な調整を行うことが必要となる。このため、両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。</p> <p>A 同盟調整メカニズム</p> <p>日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用し、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。日米両政府は、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。</p> <p>B 強化された運用面の調整</p> <p>日米両政府は、運用面の調整機能の併置の重要性を認識する。自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施する。</p> <p>C 共同計画の策定</p> <p>日米両政府は、平時において、共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定・更新を実施する。共同計画は、両政府双方の計画に適切に反映する。</p>												
第Ⅳ章 日本の平和及び安全の切れ目のない確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、パートナーとのさらなる協力を推進する。 ● 日米両政府は、状況の評価、情報の共有、柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動のため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを活用する。また、適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。 <p>A 平時からの協力措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日米両政府は、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための広範な分野にわたる協力を推進する。 ・ 自衛隊及び米軍は、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、①情報収集、警戒監視及び偵察、②防空及びミサイル防衛、③海洋安全保障、④アセット（装備品等）の防護、⑤訓練・演習、⑥後方支援、⑦施設の使用を含むが、これに限られない措置をとる。 <p>B 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態は、地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にまだ至っていない状況において、各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。 ・ 日米両政府は、平時からの協力的措置を継続することに加え、あらゆる手段を追求する。同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、①非戦闘員を退避させるための活動、②海洋安全保障、③避難民への対応のための措置、④捜索・救難、⑤施設・区域の警護、⑥後方支援及び⑦施設の使用を含むが、これらに限らない追加的措置をとる。 <p>C 日本に対する武力攻撃への対処行動</p> <p>共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素</p> <p>1 日本に対する武力攻撃が予測される場合</p> <p>日米両政府は、必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し、事態を緩和するための措置をとる。</p> <p>2 日本に対する武力攻撃が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整合のとれた対処行動のための基本的な考え方 <p>日米両政府は、極力早期にこれを排除し、さらなる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。自衛隊は防衛作戦を主体的に実施し、米軍は自衛隊を支援・補完する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作戦構想 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #FFD700;">自衛隊</th> <th style="background-color: #0056B3; color: white;">米軍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空域を防衛するための作戦</td> <td>日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦</td> <td>日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> <tr> <td>海域を防衛するための作戦</td> <td>日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防衛、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施</td> <td>自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施</td> </tr> </tbody> </table>		自衛隊	米軍	空域を防衛するための作戦	日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	海域を防衛するための作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防衛、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施
	自衛隊	米軍											
空域を防衛するための作戦	日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施											
弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施											
海域を防衛するための作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防衛、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施											

項目	概要	
	自衛隊	米軍
第IV章 日本の平和及び安全の切れ目のない確保	陸上攻撃に対処するための作戦	日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施
	領域横断的な作戦	島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施
	ISR	日本に対する武力攻撃を排除し及びさらなる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施
	宇宙・サイバー	関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護
	打撃作戦	宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力
	特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力	
	米軍の打撃作戦に関して、必要に応じ、支援を行うことができる。	
	自衛隊を支援し補完するため、打撃力の使用を伴う。	
	・作戦支援活動 作戦支援活動として、①通信電子活動、②捜索・救難、③後方支援、④施設の使用、⑤CBRN（化学・生物・放射線・核）防護を明記	
	D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動	
	・日米両国が、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及びさらなる攻撃の抑止において緊密に協力する。	
	・自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。	
	・協力して行う作戦の例は、①アセットの防護、②捜索・救難、③海上作戦、④弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦、⑤後方支援である。	
	E 日本における大規模災害への対処における協力	
	・日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対し適切な支援を行う。両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。	
	・両政府は、情報共有を含め緊密に協力する。米軍が災害関連訓練に参加することにより相互理解が深まる。	
第V章 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力	● 相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的な役割を果たす。	
	● 両政府の各々が国際的な活動に参加することを決定する場合であって、適切なときは、次に示す活動において、相互にパートナーと緊密に協力する。	
	A 国際的な活動における協力	
	・両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。ともに活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。	
	・一般的な協力分野は、①平和維持活動、②国際的な人道支援・災害救援、③海洋安全保障、④パートナーの能力構築支援、⑤非戦闘員を退避させるための活動、⑥情報収集、警戒監視及び偵察、⑦訓練・演習、⑧後方支援を含む。	
	B 三か国及び多国間協力	
	両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進及び強化する。また、国際法及び国際的基準に基づく協力を推進すべく、地域機関及び国際機関を強化するために協力する。	
第VI章 宇宙及びサイバー空間に関する協力	A 宇宙に関する協力	
	・日米両政府は、宇宙空間の責任ある、平和かつ安全な利用のため、両政府の連携を維持・強化する。	
	・日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性の確保、宇宙状況監視にかかる協力を強化する。	
	・自衛隊及び米軍は、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信などにおいて引き続き協力する。	
	B サイバー空間に関する協力	
	・日米両政府は、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切に共有する。自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。	
	・自衛隊及び米軍は、ネットワーク及びシステムの監視態勢を維持し、教育交流を行い、ネットワーク及びシステムの抗たん性を確保し、日米両政府一体となった取組に寄与し、共同演習を実施する。	
	・日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、米国は適切な支援を行う。日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。	
第VII章 日米共同の取組	両政府は、二国間協力の実効性をさらに向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。	
	A 防衛装備・技術協力	
	B 情報協力・情報保全	
	C 教育・研究交流	
第VIII章 見直しのための手順	ガイドラインが変化する状況に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価し、必要と認める場合には、両政府は、適時かつ適切な形でこのガイドラインを更新する。	

図表Ⅲ-2-1-3 同盟調整メカニズム（ACM）の構成



参考 資料21（日米防衛協力のための指針（平成27年4月27日及び1997年9月23日）（仮訳）
図表Ⅲ-2-1-1（日米同盟にかかわる主な経緯）
図表Ⅲ-2-1-2（日米防衛協力のための指針の概要）

1 同盟内の調整の強化

(1) 同盟調整メカニズムの設置

2015年11月、日米両政府は、ガイドラインに基づき、わが国の平和と安全に影響を与える状況や、その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に、切れ目のない形で実効的に対処することを目的として、同盟調整メカニズム（ACM）を設置した。

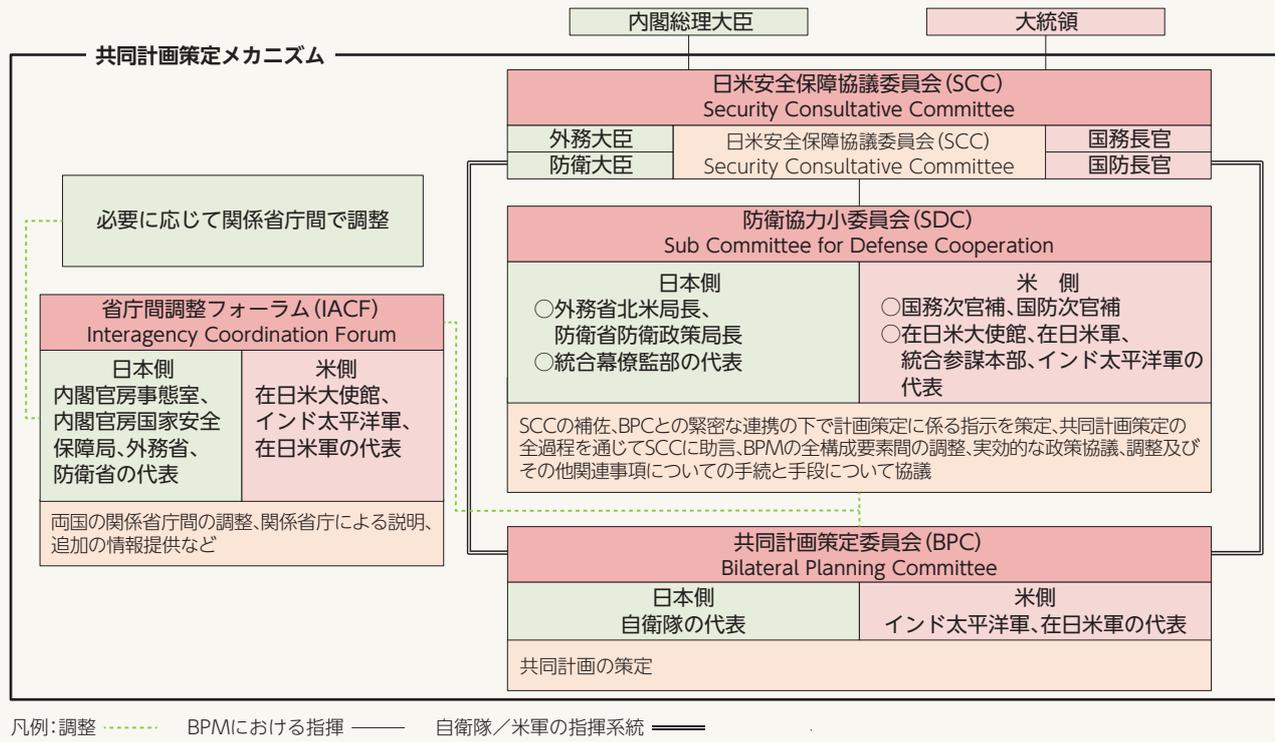
Alliance Coordination Mechanism
同盟調整メカニズムでは、図表Ⅲ-2-1-3に示す構成に基づき、平時から緊急事態までのあらゆる段階における、自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を行い、適時の情報共有や共通の情勢認識の構築・維持を行う。

その特徴は、①平時から利用可能であること、②日本国内における大規模災害やインド太平洋地域及びグローバルな協力でも活用が可能であること、③日米の関係機関の関与を確保した政府全体にわたる調整が可能であることであり、これらにより、日米両政府は、調整の必要が生じた場合に適切に即応できるようになった。例えば、国内で大規模災害が発生した場合においても、自衛隊及び米軍の活動にかかる政策面・運用面の様々な調整が必要になるが、同メカニズムの活用により、様々なレベルでの日米の関係機関の関与を得た調整を緊密かつ適切に実施することが可能になった。

同メカニズムの設置以降、例えば、熊本地震、北朝鮮の弾道ミサイル発射や尖閣諸島周辺海空域における中国の活動について、日米間では、同メカニズムも活用しながら、緊密な連携がとられている。

参考 図表Ⅲ-2-1-3（同盟調整メカニズム（ACM）の構成）

図表Ⅲ-2-1-4 共同計画策定メカニズム (BPM) の構成



(2) 運用面の調整の強化

日米両政府は、ガイドラインに基づき、運用面の調整機能の併置の重要性を認識し、自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施することとしている。

(3) 共同計画策定メカニズムの設置

2015年11月、日米両政府は、ガイドラインに基づき、わが国の平和及び安全に関連する緊急事態に際して効果的な日米共同対処を可能とするため、平時において共同計画の策定をガイドラインにしたがって実施することを目的とし、共同計画策定メカニズム (BPM) を設置した。

同メカニズムは、共同計画の策定に際し、閣僚レベルからの指示・監督及び関係省庁の関与を確保するとともに、共同計画の策定に資する日米間の各種協力についての調整を実施する役割を果たすものであり、両政府は、同メカニズムを通じ、共同計画を策定していくこととしている。

☐ 参照 図表Ⅲ-2-1-4 (共同計画策定メカニズム (BPM) の構成)

2 日米防衛協力の強化

ガイドラインでは、わが国の平和及び安全の切れ目のない確保のため、平時から、情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動、防空及びミサイル防衛、海洋安全保障、訓練・演習、アセットの防護、後方支援などの措置をとることや、日本における大規模災害への対処などにおいて日米が協力することなどが明示されている。

また、地域の及びグローバルな平和と安全のため、国際的な活動において日米が協力することや三か国及び多国間協力を推進・強化すること、宇宙及びサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力や情報協力・情報保全などの日米共同の取組を発展・強化することなどが明示されている。

☐ 参照 2節 (日米同盟の抑止力及び対処力の強化)
3節 (幅広い分野における協力の強化・拡大)

3 日米間の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、インド太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、通常的外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会 (SCC) (「2+2」)、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議の枠組みである日米安全保障協議委員会 (「2+2」) は、政策協議の代表的なものであり、安全保障分野における日米協力にかかわる問題を検討するための重要な協議機関として機能している。

また、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策

や防衛協力について協議している。加えて、防衛副大臣と米国防副長官との間や、事務次官、統幕長、防衛審議官、陸・海・空幕長をはじめとする実務レベルにおいても、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ情報や認識を日米間で共有することは、日米間の連携をより強化・緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものであることから、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

- 参照** 資料22 (日米協議の実績 (2018年以降))
 資料23 (日米安全保障協議委員会 (「2+2」) 共同発表 (仮訳) (令和4年1月7日))
 資料24 (日米安全保障協議委員会 (「2+2」) 閣僚会合 (概要) (令和4年1月7日))
 図表Ⅲ-2-1-5 (日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議)
 図表Ⅲ-2-1-6 (最近行われた主な日米会談など)

図表Ⅲ-2-1-5 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、昭和35 (1960) 年1月19日付内閣総理大臣と米国防務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 及び統合幕僚監部の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 インド太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	昭和51 (1976) 年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、平成8 (1996) 年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局次長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注1) 1990年12月26日以前は、駐日米大使・太平洋軍司令官
 (注2) 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
 (注3) 1996年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

図表Ⅲ-2-1-6 最近行われた主な日米会談など

年月日	会議／場所	出席者	結果概要(抄)
2021/4/16	日米首脳会談 ／ワシントン	菅総理大臣 バイデン米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 日米同盟は揺るぎないものであり、日米両国は、地域の課題に対処する備えがかつてきてきていることを確認。 日米同盟は普遍的価値及び共通の原則に対するコミットメントに基づく自由で開かれたインド太平洋という共通のビジョンを推進し、日米は主権及び領土一体性を尊重するとともに、平和的な紛争解決及び威圧への反対にコミット。 日本は同盟及び地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力を強化することを決意。 米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎない支持を改めて表明し、日米安保条約第5条が尖閣諸島に適用されることを再確認。日米両国は共に、尖閣諸島に対する日本の施政を損おうとするいかなる一方的な行動にも反対することで一致。 より緊密な防衛協力の基礎的な要素である、両国間のサイバーセキュリティ及び情報保全強化並びに両国の技術的優位を守ることの重要性を強調。 普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、辺野古における普天間飛行場代替施設や、馬毛島における空母艦載機着陸訓練施設の建設、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に関する現行の取決めを実施することに引き続きコミットすることで一致。 在日米軍の安定的及び持続可能な駐留を確保するため、時宜を得た形で、在日米軍駐留経費負担に関する有意義な多年度の合意を妥結することを決意。 インド太平洋地域及び世界の平和と繁栄に対する中国の行動の影響について意見交換するとともに、ルールに基づく国際秩序に合致しない中国の行動について懸念を共有。 日米は、東シナ海におけるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対するほか、南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張及び活動への反対を改めて表明するとともに、自由で開かれた南シナ海における強固な共通の利益を再確認。 日米は台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促す。 香港及び新疆ウイグル自治区における人権状況への深刻な懸念を共有。日米は中国との率直な対話の重要性を認識するとともに、直接懸念を伝達していく意図を改めて表明し、共通の利益を有する分野に関し、中国と協働する必要性を認識。 日米は北朝鮮に対し、国連安保理決議の下での義務に従うことを求めつつ、北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認するとともに、国際社会による同決議の完全な履行を求めた。バイデン大統領は、拉致問題の即時解決への米国のコミットメントを再確認。 日米はかつてなく強固な日米豪印(クワッド)を通じた豪州及びインドを含め、同盟国やパートナーと引き続き協働していく。日米はインド太平洋におけるASEANの一体性及び中心性並びに「インド太平洋に関するASEANアウトルック」を支持。 韓国との三か国協力が我々共通の安全及び繁栄にとり不可欠であることにつき一致 日米はミャンマー国軍及び警察による市民への暴力を断固として非難し、暴力の即時停止、被拘束者の解放及び民主主義への早期回復を強く求めるための行動を継続することにコミット。
2022/1/7	日米安全保障協議委員会 ([2+2]) ／テレビ会議	岸防衛大臣 林外務大臣 オースティン米国防長官 プリンケン米国務長官	<ul style="list-style-type: none"> 日米は、自由で開かれたインド太平洋へのコミットメント、地域の平和、安全及び繁栄の礎としての日米同盟の重要な役割を確認。日米が一体となって新たな安全保障上の課題に対応するため、同盟の能力を継続的に前進させることにつき一致。 日本側は、自国の防衛を強固なものとし、地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する旨述べ、米側は、これを歓迎するとともに、インド太平洋における態勢及び能力を最適化させていくとの決意を表明。 米国は、核を含むあらゆる種類の能力を用いた対日防衛義務への揺るぎないコミットメントを表明し、日米安保条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認。日米は、拡大抑止が信頼でき、強靱なものであることを確保する決定的な重要性を確認。 日米は、尖閣諸島に対する日本の施政を損なおうとする、いかなる一方的な行動にも引き続き日米が結束して反対すること、南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張、軍事化及び威圧的な活動への強い反対、地域における安定を損なう行動をとともに抑止し、必要であれば対処することについて一致。 日米は、新疆ウイグル自治区及び香港の人権問題について、深刻な、かつ継続する懸念を表明。台湾に関し、日米は台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促した。 北朝鮮について、日米は北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、核・ミサイル開発の進展への強い懸念を表明。 同志国との協力について、日米は2021年9月の日米豪印首脳会合において確認した自由で開かれたルールに基づく秩序の推進へのコミットメントを改めて確認したほか、豪州、欧州、韓国、ASEAN等との連携及び協力の強化の重要性に関して一致。 日米は、ウクライナ情勢を含む共通の関心事項について意見交換を行い、ウクライナの主権及び領土一体性への一貫した支持を改めて表明。 日米は、情報保全の一層の強化、宇宙・サイバー分野での協力深化、新興技術を取り込む技術協力の推進など、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するための継続的な努力を精力的に進め、将来を見越した同盟の能力強化のための投資を行っていくことの重要性について一致。 日米は、両国の戦略及び政策をすり合わせるために引き続き緊密に連携することを確認。

年月日	会議／場所	出席者	結果概要(抄)
2022/1/7	日米安全保障協 議委員会 (「2+2」) ／テレビ会議	岸防衛大臣 林外務大臣 オースティン米国防長官 プリンケン米國務長官	<ul style="list-style-type: none"> 日米は、役割・任務・能力の進化及び共同計画作業に関する力強い進展を歓迎。 日米は、領域横断的な能力の強化の重要性を強調。宇宙及びサイバーにおける安全保障協力の更なる強化を確認。 日米は、共同研究・開発・生産等に関する枠組み交換公文に基づき、新興技術での協力を進展させることを確認。 日米は、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することの重要性について一致。 日米は、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとして、その推進にコミット。 日米は、沖縄統合計画に基づく嘉手納以南の土地返還の取組及び2024年に開始される約4,000人の米海兵隊の要員の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認。 日本から、在日米軍による地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件事故での適切な対応、PFOS等をめぐる課題について協力を要請し、日米は、引き続き緊密に連携することを確認。 日米は、同盟の即応性と抗たん性を高める、新たな在日米軍駐留経費負担(「同盟強靱化予算」)に係る実質合意及び特別協定への署名を歓迎。
2022/1/21	日米首脳会談 ／テレビ会議	岸田総理大臣 バイデン米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、豪州、インド、ASEAN、欧州等の同志国との協力を深化させることで一致。 東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更の試みや経済的威圧に反対するとともに、中国をめぐり諸課題への対応に当たり日米両国で緊密に連携していくことで一致。 台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸関係の平和的解決を促した。 香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻な懸念を共有。 弾道ミサイル発射を始めとした北朝鮮による核・ミサイル活動は、日本、地域及び国際社会の平和と安定を脅かすものであるとの共通認識のもと、安保理決議に沿った北朝鮮の完全な非核化に向け、引き続き日米・日米韓で緊密に連携していくことで一致。 ウクライナ情勢について、引き続き日米で連携していくことで一致するとともに、ロシアによるウクライナへの侵攻を抑止するために共に緊密に取り組むことにコミット。 2022年1月7日の日米「2+2」の共同発表を支持するとともに、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することで一致。 米側より、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む、ゆるぎない対日防衛コミットメント及び拡大抑止について力強い発言。 宇宙・サイバー、情報保全、先進技術等に関する協力を進めていくことを確認。 在日米軍施設・区域及びその周辺における日米の取組の調整を含め、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために引き続き緊密に協力することで一致。 閣僚レベルの日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)の立ち上げに合意するとともに、「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」等に基づき、日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致。 「核のない世界」に向けて共に取り組んでいくことを確認し、NPTに関する日米共同声明が発出されたことの意義を確認。
2022/5/4	日米防衛相会談 ／ワシントン	岸防衛大臣 オースティン米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更であるとともに、国際秩序に対する深刻な挑戦であり断じて容認できないとして、これを厳しく非難。日米が連携し、ウクライナに対しできる限りの支援を継続していくことを確認。 米側は、ウクライナへの支援において日本が發揮しているリーダーシップに謝意を表明。日本側は、インド太平洋地域と欧州の安全保障は区別して考えることができない、欧州の安全保障へのコミットメントを強化していく旨発言。 自由で開かれたインド太平洋へのコミットメントを再確認。 東シナ海・南シナ海における威圧的な行動など、インド太平洋地域における中国の最近の行動について議論。インド太平洋地域における力による一方的な現状変更を許容せず、これを抑止し、必要であれば対処するために連携を強化していくことを確認。 米側は、尖閣諸島は日本の施政下にある領域であり、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること、尖閣諸島の現状変更を試みる、または、日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する旨を表明。 双方は、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて強調。 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射や核開発等は、地域と国際社会の平和と安定に対する深刻な脅威であり、断じて容認できないとの認識で一致。北朝鮮の挑発行動に対して、日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認。 豪州、インド、東南アジア、太平洋島嶼国及び欧州諸国といった地域内外のパートナー国との防衛協力を強化していくことで一致。 日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた取組を速やかに具体化していくことで一致。 日本側は、国家安全保障戦略等の策定を通じた、日本の防衛力の抜本的強化に対する断固たる決意を述べ、米側は、これを歓迎する旨発言。双方の戦略を緊密な協議を通じて擦り合わせていくことを確認。

年月日	会議／場所	出席者	結果概要(抄)
2022/5/4	日米防衛相会談 ／ワシントン	岸防衛大臣 オースティン米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨発言。日本側は、現下の国際情勢において核抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるためのあらゆるレベルでの二国間の取組が従来にも増して重要である旨発言し、双方で認識を共有。 ・日米防衛協力の基盤である情報保全・サイバーセキュリティの重要性を確認するとともに、その強化に取り組んでいくことで一致。 ・同盟の技術的優位性を確保するため、極超音速技術に対抗するための技術を含め、装備・技術分野での協力をさらに深化させることで一致。 ・普天間飛行場の辺野古移設及び馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致。 ・日米双方が引き続き緊密に連携し、本年、本土復帰50周年を迎える沖縄の負担軽減について、協力を一層加速させていくことの重要性を共有。
2022/5/23	日米首脳会談 ／東京	岸田総理大臣 バイデン米大統領	<ul style="list-style-type: none"> ・日本側から、今回の訪日は、米国がいかなる状況にあってもインド太平洋地域にコミットし続けることを示すものであり、心から歓迎する旨述べ、米側から、今回の訪日を通じて、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨述べた。 ・ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を断固として守り抜く必要性を改めて確認。その上で、インド太平洋地域こそがグローバルな平和、安全及び繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米が国際社会を主導していくことで一致。 ・ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、対露制裁措置を講じつつウクライナ支援を進めていくことを改めて確認。国際社会の連帯強化に向けた連携で一致。 ・今回の侵略のような力による一方的な現状変更の試みをいかなる地域においても許してはならず、その試みには重大なコストが伴うことを明確に示していくことが重要との認識で一致。 ・ウクライナ情勢がインド太平洋地域に及ぼし得る影響について議論し、最近の中露両国による共同軍事演習等の動向を注視していくことで一致。東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや経済的威圧に強く反対し、香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況を深刻に懸念するとともに、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。 ・台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを確認し、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促した。 ・ICBM級弾道ミサイルの発射を始めとする北朝鮮による核・ミサイル開発活動を非難。安保理決議に沿った朝鮮半島の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対してこれらの決議の下での義務に従うことを求めた。安全保障協力を含む日米韓の三か国協力を一層強化していくことで一致。 ・日本側から、バイデン大統領が拉致被害者の御家族と面会することに謝意を伝えつつ、拉致問題の即時解決に向けた全面的な理解と協力を改めて求め、バイデン大統領から、一層の支持を得た。 ・日米同盟の抑止力・対処力を早急に強化していくことで一致。米側から、日本の防衛へのコミットメントが改めて表明され、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致。 ・尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて表明。 ・日本側から、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、米側から、強い支持を得た。